

令和3年神審第47号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年6月29日07時00分

石川県鶴飼漁港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	3.88トン	0.7トン
登 録 長	9.45メートル	5.83メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
漁船法馬力数	40	30キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その左舷側にGPSプロッター及び魚群探知機、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、延長コード付きの遠隔操舵装置（以下「リモコン」という。）を備えたFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、刺し網漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.1メートルの喫水をもって、令和2年6月29日05時00分鵜飼漁港を発し、同漁港東方沖合の漁場に向かい、06時00分目的の漁場に到着したところ、潮流や天候の状況から操業を行わないで帰途に就くこととし、同漁場を発進して飯田湾を西行した。

ところで、a受審人は、Aが5ノット以上の対水速力で航行すると、船首部が浮上し、操舵室の右舷側に出て前方を見ると、正船首方30度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素は、時折船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、鵜飼漁港に近づいたことから、操舵室の右舷側に出て操船に当たることとし、06時42分半僅か過ぎ鵜飼港東防波堤灯台から091度（真方位、以下同じ。）2.87海里の地点で、針路を270度に定め、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、リモコンを使用し、手動操舵によって船首死角が生じた状態で進行した。

a受審人は、針路を定めたとき、船首方を一見して船舶を認めなか

ったことから、航行の支障となる他船はいないものと考えて続航し、06時58分鵜飼港東防波堤灯台から094.5度1,520メートルの地点に達したとき、左舷船首11度500メートルのところにBを視認することができ、同船がトロール従事船以外の漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していなかったものの、船首部に人が立ってかごを揚げている様子から、漁ろうに従事していることが分かり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bの進路を避けずに進行し、07時00分僅か前船首至近に同船を認め、機関を全速力後進にかけたものの、及ばず、07時00分鵜飼港東防波堤灯台から096.5度1,020メートルの地点において、Aは、原針路のまま、4.0ノットの速力となったとき、その船首がBの右舷船首部に直角に衝突した。

当時、天候は曇りで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、右舷船首部に揚縄機を装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えた和船型FRP製漁船で、b受審人が単独で乗り組み、たこかご漁の目的で、船首0.40メートル船尾0.55メートルの喫水をもって、同日05時30分鵜飼漁港を発し、同漁港南東方沖合の漁場に向かった。

ところで、Bのたこかご漁は、両端を錨で海底に固定した直径10ミリメートル長さ1,000メートルの合成繊維製の幹縄に、先端にかごを連結した直径4ミリメートル長さ2メートルの枝縄20本を取り付けたものを1連とし、鵜飼漁港沖合に6連敷設し、えさを仕掛け

たたこかごを3日ほど置いたのち、揚収して漁獲するもので、揚かご中は操縦性能が制限されていた。

b受審人は、05時40分目的の漁場に到着して揚かごを行ったのち、漁場を移動し、06時40分鵜飼港東防波堤灯台から137.5度1,510メートルの水深14メートルの地点で、トロール従事船以外の漁ろうに従事していることを示す形象物を表示しないまま、船首が北方を向き、機関を中立運転として1.6ノットの前進行きあしで、揚かごを再開した。

b受審人は、揚縄機付近で揚かごに当たり、06時58分鵜飼港東防波堤灯台から102度1,040メートルの地点に達し、船首が000度を向いていたとき、右舷正横前11度500メートルのところに西行中のAを初認し、その後、同船が衝突のおそれがある態勢で自船を避ける様子を見せないで接近するのを認めたが、Aは用事があって接近していることから、自船に近づいたら停船するものと思い、Aに対して避航を促す音響信号を行わず、間近に接近しても、直ちに漁具を離し、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための協力動作をとらなかった。

こうして、b受審人は、揚かごを続け、07時00分僅か前右舷至近に迫ったAに衝突の危険を感じたものの、どうすることもできず、Bは、船首が000度を向いたまま、ほぼ行きあしがなくなったとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を、Bは、右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷及び揚縄機の脱落をそれぞれ生じたが、のちいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、鵜飼漁港東方沖合において、航行中のAとかごを用いて漁ろうに従事しているBが衝突したもので、同海域には、特別法である港則法及び海上交通安全法が適用されないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

本件当時、Aは、航行中の動力船で、Bは、トロール従事船以外の漁ろうに従事していることを示す形象物を表示していなかったものの、船首部に人が立ってかごを揚げている様子から、同船が漁ろうに従事していることが分かる状況であったと認められることから、海上衝突予防法第18条を適用して航行中の動力船と漁ろうに従事している船舶の各種船舶間の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鵜飼漁港東方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漁ろうに従事しているBの進路を避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、鵜飼漁港東方沖合において、同漁港に向けて航行する場合、船首死角が生じていたのだから、接近する他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bに衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず、同船の進路を避けないで進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

b 受審人は、鵜飼漁港東方沖合において、かごを用いて漁ろうに従事中、Aが衝突のおそれがある態勢で自船を避ける様子を見せないで接近するのを認めた場合、直ちに漁具を離し、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための協力動作をとるべき注意義務があった。ところが、同人は、Aは用事があって接近していることから、自船に近づいたら停船するものと思い、衝突を避けるための協力動作をとらなかった職務上の過失により、Aとの衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月10日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭